



平成 30 年 5 月 14 日

中小企業のお客さま・住宅ローンのお客さまからの条件変更等の申込に対する実施状況について

筑波銀行（頭取：藤川 雅海、本店：茨城県土浦市）は、中小企業金融円滑化法（平成 25 年 3 月 31 日にて終了）が施行された平成 21 年 12 月 4 日から平成 30 年 3 月 31 日までの貸付条件の変更等の実施状況を取りまとめましたので、別紙のとおり公表いたします。

なお、当該実施状況の概要は下記のとおりです。

記

1. 中小企業のお客さまに対する貸付条件変更実施状況

当行は、財務諸表などの情報だけでなく事業性貸出先全先訪問および面談を通じて、地域やお客さまの特性および事業の実態把握に真摯に取り組み、出来る限り債務負担軽減を実施いたしました。

※平成 21 年 12 月 4 日から平成 30 年 3 月 31 日までの申込状況

●累計申込債権件数、金額	62,850 件	1,165,166 百万円
上記の内実行件数、金額	60,944 件	1,139,427 百万円

2. 住宅ローンのお客さまに対する貸付条件変更実施状況

当行は、お客さまの財産および収入の状況の実態把握に真摯に取り組み、出来る限り債務負担軽減を実施いたしました。

※平成 21 年 12 月 4 日から平成 30 年 3 月 31 日までの申込状況

●累計申込債権件数、金額	1,867 件	22,135 百万円
上記の内実行件数、金額	1,549 件	18,099 百万円

以 上

報道機関のお問合せ先			
筑波銀行	総合企画部広報室	鴨志田	内線 3730
TEL 029-859-8111			

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための条件変更等の申込に対する実施状況

中小企業金融円滑化法は平成25年3月31日をもって期限が到来いたしました。筑波銀行は従来と同様に金融の円滑化対応を行っております。その実施状況は以下の通りです。

1. 中小企業のお客さまへの実施状況

(単位:件数,百万円)

	期間	申込み		審査中		実行		取下げ		謝絶	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権 (i + ii)	法 施 行 日 ~ 平成29年3月31日	58,258	1,063,610	115	2,943	56,440	1,037,605	733	12,952	970	10,109
	法 施 行 日 ~ 平成30年3月31日	62,850	1,165,166	149	2,233	60,944	1,139,427	762	13,213	995	10,239
内、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権 (i)	法 施 行 日 ~ 平成29年3月31日	21,913	747,064	62	2,455	21,300	731,003	250	8,270	301	5,336
	法 施 行 日 ~ 平成30年3月31日	23,752	825,881	51	1,367	23,125	810,573	260	8,378	316	5,564
内、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権 (ii)	法 施 行 日 ~ 平成29年3月31日	36,345	316,545	53	488	35,140	306,602	483	4,682	669	4,773
	法 施 行 日 ~ 平成30年3月31日	39,098	339,283	98	866	37,818	328,692	495	4,750	687	4,975

2. 住宅ローンのお客さまへの実施状況

(単位:件数,百万円)

	期間	申込み		審査中		実行		取下げ		謝絶	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	法 施 行 日 ~ 平成29年3月31日	1,789	21,275	5	60	1,476	17,325	136	1,680	172	2,210
	法 施 行 日 ~ 平成30年3月31日	1,867	22,135	6	92	1,549	18,099	136	1,680	176	2,264